

(3) 本校のへき地学校の概要

本県のへき地学校は極めて多く、人事委員会、県へき地教育振興会指定のへき地学校を合わせると、県全体の学校数に対して、小学校は36.7%、中学校は24.1%であり、このほかに教育事務所指定のへき地校が、小学校14校、中学校5校あり、これを含めれば、本県のへき地学校は実に35.1%になる。

また、へき地学校は、会津地方に多く、ついで阿武隈山系に分布しており、その多くは小規模校と分校である。

児童・生徒数についてみると、県全体の児童・生徒数に対して、小学校児童数は100%、中学校生徒数は9.6%にあたり、教職員数では、約15%の教職員数がへき地学校に勤務している現状である。

2. へき地教育の振興策

へき地の学校は、概して小規模校であり、かつ分校も多いため複式学級が多い。したがって教育条件の改善充実を図るとともに、へき地学校に優秀な教職員を確保することが緊要である。

(1) へき地教育充実の人事行政

「昭和48年度末小・中学校教職員人事に関する方針」において、「へき地学校における教職員の組織の充実と適正な交流をはかるため、各地域の実態に応じ、都市、平地、へき地相互間の異動を計画的に推進する。」ことを重点事項にかかけ各地域間の計画的な交流を推進することとした。

また、へき地派遣制度の推進、管理職への昇任に、へき地学校勤務を資格要件とするなどの施策もあわせて実施した。

① へき地交流

ア、地域区分

県内の地域区分を次のとおりとする。

- 特A地域 旧4市（福島、郡山、若松、平）の学校
- A地域 市、主要町村の学校
- B地域 特A、A及びC地域以外の学校
- C地域 へき地の学校（人事委員会、へき地教育振興会、教育事務所の各指定学校）

イ、地域交流

- (ア) 昭和28年度以降の採用者のうち、へき地学校勤務の経験のない者については、計画的にへき地学校に転出させる。
- (イ) 相当期間へき地学校に勤務し、都市または平地の学校に転出を希望する者については、優先的に考慮する。
- (ウ) へき地学校の多い会津ブロックとの交流を積極的に推進する。

昭和48年度末へき地交流件数

転出入 学校種別	へき地への転入件数			へき地からの転出件数		
	A→C	B→C	計	C→A	C→B	計
小学校	57	102	159	100	136	236
中学校	62	69	131	98	70	168
計	119	171	290	198	206	404

② へき地派遣制度

へき地校勤務満了教員で、都市又は平地の学校に勤務

する教員のうちから、成績優秀な中堅教員を厳選して計画的にへき地学校に派遣し、その教育実践をとおしてへき地教育の振興に役立てるとともに、当該教員が相当期間勤務し、その勤務成績が良好の場合は、抜てき人事等の優遇措置を講ずることとした。相当期間とは3年間である。

(2) へき地学校教職員の経済的優遇策

① 旅費配分における優遇措置

旅費の配分算定資料として、へき地学校の場合には、教員1人当たり3,000円の研修旅費をあげ、優遇している。

② 赴任旅費の支給

4、5級の高度へき地の学校に赴任する新採用教員に対する赴任旅費の支給

③ へき地手当およびへき地手当に準ずる手当の支給

人事委員会指定のへき地学校に勤務する教職員に対し、給料と教職調整額と扶養手当の合計額に、その級地に応じてそれぞれ4%、8%、12%、16%、20%、25%を乗じて得た額がへき地手当として毎月支給されている。また、このほかにへき地手当に準ずる手当として4%の支給がなされている。

④ へき地教職員の特別昇給制度の実施

勤務年数 指定区分	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上
	2年未満	3年未満	4年未満	
5級・4級	6月短縮	12月短縮		
3級・2級	3月 "	9月 "	12月短縮	
1級	3月 "	6月 "	9月 "	12月短縮

(3) へき地学校教職員の配置に対する特別措置

へき地教育振興法第4条第2項に「都道府県は、へき地学校に勤務する教員および職員定員の決定について特別の考慮を払わなければならない」とあるが、本県としてもへき地学校教職員の定数配置については、小規模校に対する分校補正等の教員の配置および養護教員、事務職員等の配置について特別措置を講じている。

3. 今後の問題点

(1) へき地学校の教職員の充実を図ること

へき地校に勤務する教職員の年齢構成から見て、中堅教員が少ないことにかんがみ、このことの解決のため、へき地校に勤務する教職員の優遇策、地元の受け入れ体制の整備、へき地派遣制度の推進が必要である。

(2) 都市と平地との人事交流を推進すること

高度へき地に勤務する教職員の転出についての優先人事、およびへき地勤務未経験者についての計画的へき地転入等をすすめてきたが、今後さらに計画的広域交流を推進する必要がある。

(3) 施設・設備の充実と学習指導法の改善を図ること

教育機器の導入、施設・設備、教材器具等の充実により、学習指導法を改善し、学習の能率化や個別化を促進し、教育水準の向上を図る必要がある。

(4) 福島県へき地教育振興会との協力をいっそう強化する